【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月14日提出

【計算期間】 第24期(自 2024年7月17日至 2025年7月15日)

【ファンド名】 フコク日本株式ファンド

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中谷 友行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【事務連絡者氏名】 堂島 孝太

【連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【電話番号】 03-6700-4111

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「フコク日本株式ファンド」は、「フコク日本株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象として信託財産の長期的な成長を図ることを目的とし、運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律 第62号)の適用を受けます。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	
	国内	株 式	
単位型	国 内	債 券	
7点 九口 开川	海外	不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源 泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産

			<u>有価証券報告書(内国投</u>
株式 一般	年1回	グローバル	
│ 放 │ 大型株 │ 中小型株	年2回	日本	
ー ・	年4回	北米	ファミリーファンド
	年6回 (隔月)	区欠州	J 7 2 9 - J 7 J 1
→ ☆優 社債 → その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・
その他資産	その他	アフリカ	ファンズ
(投資信託証券 (株式 一般))	,	中近東 (中東)	
資産複合		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資される ものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

(注)上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス:https://www.toushin.or.jp/)で閲覧が可能です。

信託金の限度額:上限 5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- 1.フコク日本株式ファンドは、フコク日本株式マザーファンドへの投資を通じて、わが国の金融商 品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、信託財 産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- 2. 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

・東証株価指数(TOPIX)は、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場 を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、 浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又 は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいま す。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権 利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JP Xは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の 停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。J PXは、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定 日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものでありません。JPXは、TOPIXの指 数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JP Xは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件 商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。JPXは、本件商品の 購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。JP Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考 慮するものではありません。上記に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動 に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

2025年10月1日付けで、ベンチマークをTOPIX(東証株価指数)から東証株価指数 (TOPIX)(配当込み)に変更いたしました。

- 3.株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。 ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4. フコク日本株式マザーファンドの国内株式等の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式 会社に委託します。

(2)【ファンドの沿革】

信託契約の締結、信託財産の設定、運用開始 2001年12月20日

2010年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安 田アセットマネジメント株式会社に承継

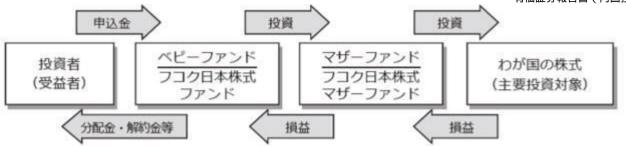
「フコク日本株式ファンド」のマザーファンドである「フコク日本株式マザーファンド」については、 2001年7月27日に信託契約が委託会社と受託会社との間で、締結されています。

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、 その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕 組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社およびファンドの関係法人

1.委託会社(委託者):明治安田アセットマネジメント株式会社 信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

2.受託会社(受託者):みずほ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理業務等を行います。 (受託会社は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。)

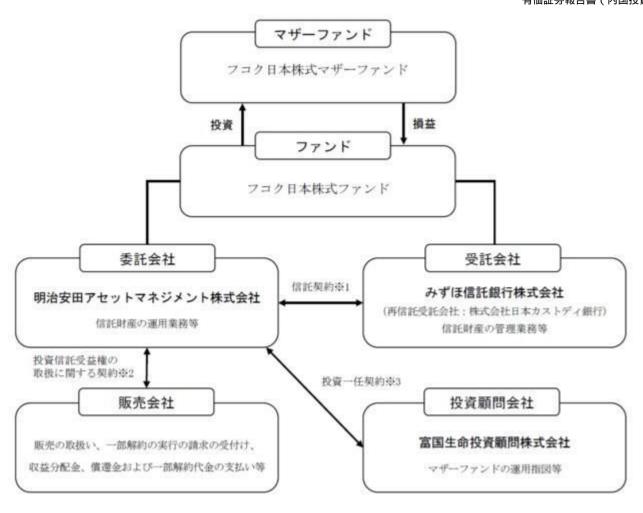
3.販売会社

ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、 償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

4.投資顧問会社:富国生命投資顧問株式会社(「富国生命投資顧問」ということがあります。) マザーファンドにおける国内株式の運用の指図に関する投資判断、発注等を行います。

<富国生命投資顧問の概要 >

設立	1986年7月24日 関東財務局長(金商)第458号
特色	富国生命グループの投資顧問会社として、株式アクティブ運用、債券アクティブ運用に特色。 株式運用は、リサーチ重視のボトムアップアプローチにセクター判断を付与して、中長期的な視点で超過収益の獲得を目指します。銘柄選択においては、企業のファンダメンタルズ分析を行い、市場の評価との差異に着目して投資します。



信託契約 1

委託会社と受託会社との間において、「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社お よび受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期 間、償還等を規定しています。

投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結してお り、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび 解約の取扱い等を規定しています。

投資一任契約(委託会社と投資顧問会社との契約)

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する 権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等 を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額(本書提出日現在) 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月: コスモ投信株式会社設立

1998年10月: ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コス

・
七投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月:2000年7月:

2009年4月:

で投信投資館の株式会社」にを実 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレ スナー・アセットマネジメント株式会社」に変更 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント 2010年10月:

株式会社」に変更

3. 大株主の状況(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- . 基本方針
- この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- . 運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とするフコク日本株式マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。なお、当該株式に直接投資する場合があります。

投資態度

- 1.主としてわが国の株式(マザーファンドを含みます。)を投資対象として、長期的な運用を行います。
- 2.マザーファンドの組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、 弾力的に変更を行う場合があります。
- 3. 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果をあげることを目標に運用を行います。
- 4.設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
- 5.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- 6.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元 本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことがで きます。
- 7.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 8.信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

マザーファンドの概要

フコク日本株式マザーファンド

- 当ファンドが投資するマザーファンドの投資対象、投資態度および投資プロセスは次の通りです。
 - . 基本方針
 - この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

. 運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) されている株式を主要投資対象 とします。

投資態度

1.わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に投資し、 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用 成果を目指します。

2025年10月1日付けで、ベンチマークをTOPIX(東証株価指数)から東証株価指数 (TOPIX)(配当込み)に変更いたしました。

- 2. 銘柄選定にあたっては、個別企業の調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチを基本とします。
- 3.ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮 します。
- 4.株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 5. 国内株式等の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。
- 6.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- 7.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- 8.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 9.信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

. 運用プロセス

リサーチ重視のボトムアップアプローチにセクター判断を付与して、中長期的な視点で超過収益の獲得を目指します。銘柄選択においては、企業のファンダメンタルズ分析を行い、市場の評価との差異に着目して投資します。

運用方針

次の3点に重点を置いたファンド運用を行います。

- ・ボトムアップアプローチによる銘柄選定
- ・ファンダメンタルズ分析を重視した銘柄評価
- ・セクター判断でも付加価値を追求

銘柄選定のプロセス

スクリーニング

わが国の金融商品取引所に上場(これに準 ずるものを含みます)されている株式から流 動性、信用度、調査可能性などの観点から 400銘柄程度を選択します。

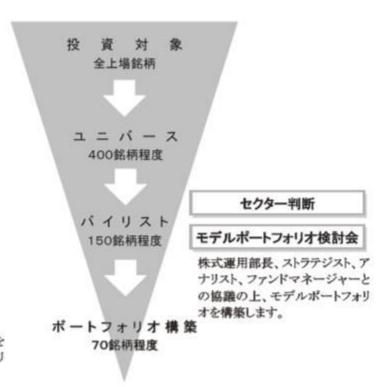
アナリストによる継続的な調査

期待収益率によるランキング

アナリストは全ユニバース銘柄の適正株価 を設定します。適正株価と市場価格との乖離により、期待収益率が計算されます。 業種内期待収益率上位の銘柄群により、 150銘柄程度のバイリストを作成します。

実行ポートフォリオの構築

ファンドマネージャーは、パイリストおよび セクター判断をもとに、モデルポートフォリオを 参考としつつ、最良と考える実行ポートフォリ オを構築します。



※上記は、今後変更になる可能性があります。

リスクコントロール・パフォーマンス管理

定期的に行われる「プロダクトガバナンス委員会」「運用会議」「株式会議」などの会議において、ポートフォリオ特性のチェック、パフォーマンス評価、運用計画の遵守状況等のリスクに関する諸項目を検討し、常時管理する体制をとっています。

投資対象および投資制限は、原則として「フコク日本株式ファンド」と実質的に同様です。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
 - 八.金銭債権
 - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は信託金を主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたフコク日本株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債権の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

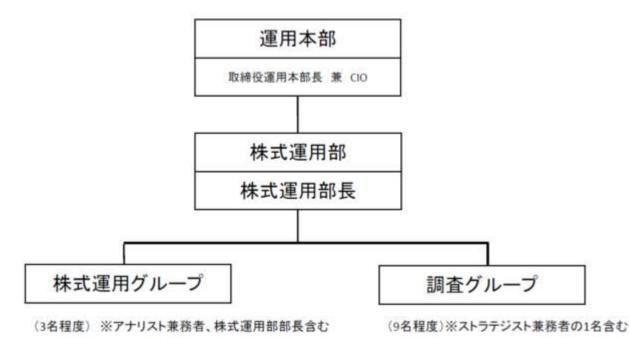
1.預金

- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が 運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの 指図ができます。

(3)【運用体制】

富国生命投資顧問株式会社では、CIOを最高投資責任者とし、株式運用部内における株式運用グループが実際の運用を担当しています。



(2025年6月末現在)

富国生命投資顧問株式会社では、運用部門から独立した運用リスク管理部門が資産運用にかかるリス ク管理を実施します。

具体的には、推定トラッキングエラー、 値、同一銘柄への投資比率、個別銘柄のアクティブウェイト等の管理を行います。

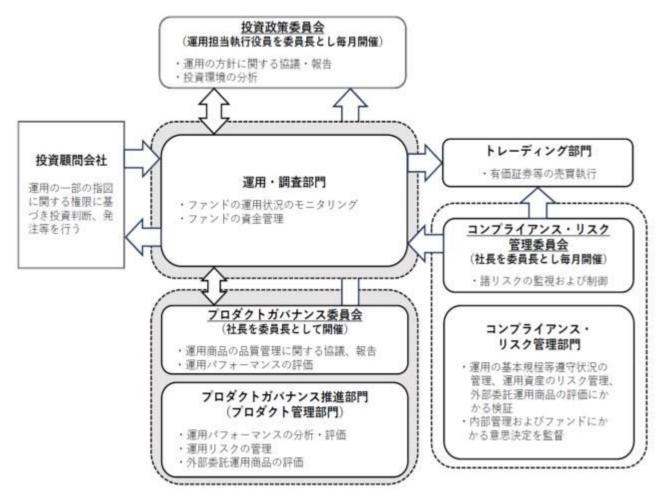
リスク管理方法は次の通りです。

- ・同一銘柄への投資比率、個別銘柄のアクティブウェイトについては日次、推定トラッキングエラー、 値については月次で測定し、管理水準を逸脱していないかをチェックします。また、上記指標の他、業種別構成、市場別・規模別構成について、月次で管理し、運用方針との適合性等をチェックします。
- ・なお、フロント部門である株式運用部では、推定トラッキングエラーおよび 値については、月次で測定し、目標レンジを逸脱した場合には、速やかにレンジ内に収まるようにコントロールします。同一銘柄への投資比率、個別銘柄のアクティブウェイト等のリスク管理指標の他、業種別構成について随時チェックしています。また、BARRAモデルによるリスク特性についても月次で測定、管理しています。信用リスクについてはアナリストの評価等を、流動性リスクについては日々平均売買残高等を随時確認しています。

・コンプライアンス部および監査室は、諸法令および契約条項等の遵守状況をチェックします。

当ファンドの委託会社の運用体制は以下の通りです。

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規程等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。
- 3.ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部(プロダクト管理グループ)が中心となって行います。必要に応じて投資顧問会社(外部委託先)に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。
- 4. プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。必要に 応じて投資顧問会社(外部委託先)に対し評価結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。



プロダクトガバナンス推進部門(プロダクト管理部門)の人数は5~10名程度です。 コンプライアンス・リスク管理部門の人数は5~10名程度です。

・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。 ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ(https://www.myam.co.jp/)の会社案内から、運用体制に関する情報・運用担当者等に係る事項がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

年1回(毎年7月15日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

- 1.分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌 営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者と別に定める契約に基 づき受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売却を行います。なお、販売会社による 自己設定にかかる収益分配金は、再投資は行われずに販売会社に支払われます。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく主な投資制限

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

株式等への投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲

1.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引

所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2.前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより 行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.前1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出により取得する株券
 - e.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が

当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の 行使により取得可能な株券

f.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、 わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲 げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲 げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハ に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うこ との指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし ます(以下同じ。)。
- 2.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、 わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物 取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、 わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 4.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要

と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出 した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する 公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2.前1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.前1.の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、前2.の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。

公社債の借入れ

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2.前1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、前2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図を行うものとします。
- 4.前1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託

財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合 には、制約されることがあります。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託 につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の 総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって 取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。 したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下のとおりです。

値動きの主な要因

1.株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況 等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因とな ります。

2.信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる 可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

<u>当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の</u> 適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率 性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売 買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部 または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

(2)リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

プロダクトガバナンス委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

コンプライアンス・リスク管理委員会

運用リスクを含む 諸リスクの監視および制御

プロダクトガバナンス 委員会

運用商品の品質管理に 関する協議・報告



<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

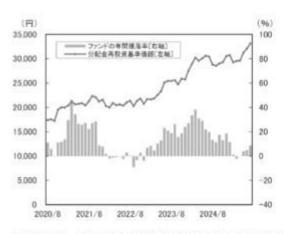
ファンドのリスク管理体制等は、2025年7月31日現在のものであり、今後変更となることがあります。

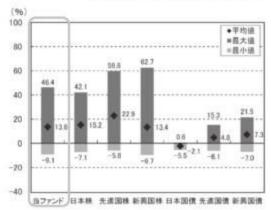
(3)参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの脈落率の比較

対象期間: 2020年8月~2025年7月





- ※グラフは、ファンドの 5 年間の各月末における分配金再 投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして 算出しており、実際の基準価額と異なる場合がありま す。以下同じ。)および各月末における直近 1 年間の機 落率を表示しています。
- ※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的 に比較できるように、5年間の各月末における直近1年 間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小 を表示したものです。
- ※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社 JPX 総研又は 株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・ リサーチ&コンサルティング 株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新與国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

- (注) 海外指数は、為替ヘッシなしによる投資を想定して、円換算しております。
 - ※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
 - ※各資産クラスの指数の服落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

<代表的な資産クラスの指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はあ

りません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI (国債)は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド)は、J.P.Morgan Securities LLC (JPモルガン)が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

下記の内容は、確定拠出年金制度で取得した場合について記載しております。

(1)【申込手数料】

かかりません。

自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年1.155%(税抜1.05%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分は、次の通りです。

< 内訳 >

配分	料率 (年率)
委託会社	0.55% (税抜0.5%)

販売会社	0.55% (税抜0.5%)
受託会社	0.055% (税抜0.05%)
合計	1.155% (税抜1.05%)

< 内容 >

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド の管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が 行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

委託会社の報酬には富国生命投資顧問への投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は当ファンドにかかるマザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年0.264%(税抜0.24%)の率を乗じて得た額とします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0044%(税抜0.004%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、 当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示する ことができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合における受益者(法人)の課税上の取扱いは、以下の通りです。

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および 償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率	
15.315% (所得税のみ)	

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

上記は2025年7月31日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

(参考情報) ファンドの総経費率

2025年7月31日現在で開示している運用報告書の対象期間における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.53%	1.53%	0.00%

- ※対象期間は2023年7月19日~2024年7月16日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間に かかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下は2025年7月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五人の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1)【投資状況】

フコク日本株式ファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,011,748,860	99.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		48,627,558	0.54
合計(純資産総額)		9,060,376,418	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

フコク日本株式ファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	冱国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	フコク日本株式マザーファンド	2,117,123,728	4.0700	8,616,693,573	4.2566	9,011,748,860	99.46

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.46
合計	99.46

【投資不動産物件】

フコク日本株式ファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

フコク日本株式ファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

フコク日本株式ファンド

+++	純資産総額(円) 1万口当たり純資 (分配落) (分配落)		資産額(円)		
	扔	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15期計算期間末	(2016年 7月15日)	3,814,301,822	3,820,121,966	13,107	13,127
第16期計算期間末	(2017年 7月18日)	4,472,977,201	4,478,635,204	15,811	15,831
第17期計算期間末	(2018年 7月17日)	5,232,935,623	5,238,701,437	18,152	18,172
第18期計算期間末	(2019年 7月16日)	4,711,521,752	4,717,286,187	16,347	16,367
第19期計算期間末	(2020年 7月15日)	4,762,023,892	4,767,654,072	16,916	16,936
第20期計算期間末	(2021年 7月15日)	5,787,249,242	5,792,808,720	20,819	20,839
第21期計算期間末	(2022年 7月15日)	5,689,293,570	5,694,846,739	20,490	20,510
第22期計算期間末	(2023年 7月18日)	6,793,023,020	6,798,554,547	24,561	24,581
第23期計算期間末	(2024年 7月16日)	8,741,157,381	8,746,679,483	31,659	31,679
第24期計算期間末	(2025年 7月15日)	8,665,617,368	8,671,108,689	31,561	31,581
	2024年 7月末日	8,397,683,645		30,334	
	8月末日	8,004,142,589		28,710	
	9月末日	7,927,693,079		28,459	
	10月末日	8,057,822,419		28,929	
	11月末日	8,117,610,557		29,199	
	12月末日	8,418,931,804		30,430	
	2025年 1月末日	8,467,794,440		30,621	
	2月末日	8,094,743,075		29,158	
	3月末日	8,173,568,179		29,424	
	4月末日	8,181,623,936		29,503	
	5月末日	8,608,367,169		31,151	
	6月末日	8,824,506,689		31,985	
	7月末日	9,060,376,418		32,985	

フコク日本株式ファンド

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第15期計算期間	2015年 7月16日~2016年 7月15日	20
第16期計算期間	2016年 7月16日~2017年 7月18日	20
第17期計算期間	2017年 7月19日~2018年 7月17日	20
第18期計算期間	2018年 7月18日~2019年 7月16日	20
第19期計算期間	2019年 7月17日~2020年 7月15日	20
第20期計算期間	2020年 7月16日~2021年 7月15日	20
第21期計算期間	2021年 7月16日~2022年 7月15日	20
第22期計算期間	2022年 7月16日~2023年 7月18日	20
第23期計算期間	2023年 7月19日~2024年 7月16日	20
第24期計算期間	2024年 7月17日~2025年 7月15日	20

【収益率の推移】

フコク日本株式ファンド

期	計算期間	収益率(%)
第15期計算期間	2015年 7月16日~2016年 7月15日	16.22
第16期計算期間	2016年 7月16日~2017年 7月18日	20.78
第17期計算期間	2017年 7月19日~2018年 7月17日	14.93
第18期計算期間	2018年 7月18日~2019年 7月16日	9.83
第19期計算期間	2019年 7月17日~2020年 7月15日	3.60
第20期計算期間	2020年 7月16日~2021年 7月15日	23.19
第21期計算期間	2021年 7月16日~2022年 7月15日	1.48
第22期計算期間	2022年 7月16日~2023年 7月18日	19.97
第23期計算期間	2023年 7月19日~2024年 7月16日	28.98
第24期計算期間	2024年 7月17日~2025年 7月15日	0.25

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

フコク日本株式ファンド

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第15期計算期間	2015年 7月16日~2016年 7月15日	306,398,821	232,599,723
第16期計算期間	2016年 7月16日~2017年 7月18日	205,381,632	286,451,924
第17期計算期間	2017年 7月19日~2018年 7月17日	262,659,945	208,754,263
第18期計算期間	2018年 7月18日 ~ 2019年 7月16日	199,044,878	199,734,350
第19期計算期間	2019年 7月17日~2020年 7月15日	223,238,807	290,366,405
第20期計算期間	2020年 7月16日~2021年 7月15日	180,943,056	216,294,306
第21期計算期間	2021年 7月16日~2022年 7月15日	221,142,297	224,296,484
第22期計算期間	2022年 7月16日~2023年 7月18日	154,357,000	165,178,142
第23期計算期間	2023年 7月19日~2024年 7月16日	194,334,083	199,046,424

第24期計算期間	2024年 7月17日~2025年 7月15日	150,980,714	166,371,199
----------	-------------------------	-------------	-------------

(参考)

(1)投資状況

フコク日本株式マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	12,526,392,050	99.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		47,170,064	0.38
合計(純資産総額)		12,573,562,114	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

フコク日本株式マザーファンド

イ 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	256,700	1,998.50	513,014,950	2,110.50	541,765,350	4.31
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	141,100	3,566.00	503,162,600	3,682.00	519,530,200	4.13
3	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	139,300	2,532.00	352,707,600	2,696.50	375,622,450	2.99
4	日本	株式	三井住友フィナンシャ ルグループ	銀行業	96,500	3,644.00	351,646,000	3,855.00	372,007,500	2.96
5	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	43,600	7,527.00	328,177,200	7,933.00	345,878,800	2.75
6	日本	株式	任天堂	その他製品	26,200	12,525.00	328,155,000	12,690.00	332,478,000	2.64
7	日本	株式	富士通	電気機器	88,400	3,193.28	282,286,057	3,305.00	292,162,000	2.32
8	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	10,000	27,410.00	274,100,000	27,330.00	273,300,000	2.17
9	日本	株式	KDDI	情報・通 信業	109,100	2,422.00	264,240,200	2,485.50	271,168,050	2.16
10	日本	株式	日立製作所	電気機器	57,700	4,182.00	241,301,400	4,697.00	271,016,900	2.16
11	日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	156,900	1,660.57	260,543,764	1,569.00	246,176,100	1.96
12	日本	株式	日本電気	電気機器	51,600	3,880.00	200,208,000	4,399.00	226,988,400	1.81
13	日本	株式	第一三共	医薬品	60,900	3,410.00	207,669,000	3,720.00	226,548,000	1.80
14	日本	株式	三井不動産	不動産業	165,100	1,362.50	224,948,750	1,358.50	224,288,350	1.78
15	日本	株式	信越化学工業	化学	50,300	4,591.15	230,934,923	4,395.00	221,068,500	1.76
16	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	66,900	3,157.00	211,203,300	3,218.00	215,284,200	1.71
17	日本	株式	東京海上ホールディン グス	保険業	33,700	5,887.00	198,391,900	6,124.00	206,378,800	1.64
18	日本	株式	リクルートホールディ ングス	サービス 業	22,700	8,075.00	183,302,500	9,052.00	205,480,400	1.63
19	日本	株式	パン・パシフィック・ インターナショナル ホールディングス	小売業	40,000	5,030.00	201,200,000	5,069.00	202,760,000	1.61
20	日本	株式	サイバーエージェント	サービス 業	131,100	1,486.72	194,910,199	1,532.00	200,845,200	1.60
21	日本	株式	三井物産	卸売業	64,100	2,983.00	191,210,300	3,100.00	198,710,000	1.58
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	47,300	4,445.00	210,248,500	4,200.00	198,660,000	1.58
23	日本	株式	鹿島建設	建設業	52,000	3,668.00	190,736,000	3,793.00	197,236,000	1.57

								口闸皿刀		~ 1010
24	日本	株式	三菱電機	電気機器	56,200	3,115.00	175,063,000	3,342.00	187,820,400	1.49
25	日本	株式	群馬銀行	銀行業	126,700	1,273.50	161,352,450	1,420.00	179,914,000	1.43
26	日本	株式	キリンホールディング ス	食料品	89,300	1,975.00	176,367,500	1,999.00	178,510,700	1.42
27	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	33,800	4,900.00	165,620,000	5,004.00	169,135,200	1.35
28	日本	株式	LINEヤフー	情報・通 信業	304,300	513.20	156,166,760	555.00	168,886,500	1.34
29	日本	株式	川崎重工業	輸送用機 器	14,900	10,165.00	151,458,500	11,120.00	165,688,000	1.32
30	日本	株式	日本郵船	海運業	31,100	5,165.00	160,631,500	5,301.00	164,861,100	1.31

口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	3.89
		食料品	1.42
		繊維製品	1.31
		化学	3.15
		医薬品	3.38
		ゴム製品	1.49
		ガラス・土石製品	0.87
	カラス・土石製品 非鉄金属	非鉄金属	1.89
		金属製品	0.39
		機械	6.56
		電気機器	19.10
		輸送用機器	7.73
		精密機器	0.27
		その他製品	2.95
		電気・ガス業	0.91
		陸運業	2.44
		海運業	1.31
		情報・通信業	9.35
		卸売業	5.30
		小売業	4.77
		銀行業	9.65
		証券、商品先物取引業	1.27
		保険業	3.59
		その他金融業	0.97
		不動産業	1.78
		サービス業	3.87
合計	_		99.62

投資不動産物件

フコク日本株式マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

フコク日本株式マザーファンド 該当事項はありません。

参考情報

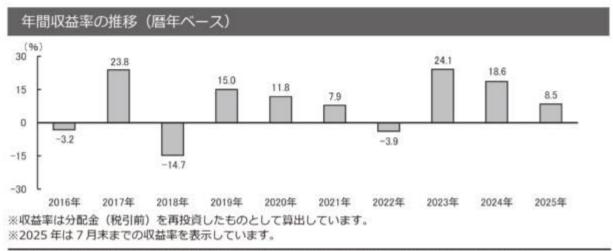
以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

1/2/200	な資産の状況					
組入上位 10 銘柄(マザーファンド)						
	銘柄名	業種	投資比率(%)			
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.31			
2	ソニーグループ	電気機器	4.13			
3	トヨタ自動車	輸送用機器	2.99			
4	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.96			
5	伊藤忠商事	卸売業	2.75			
6	任天堂	その他製品	2.64			
7	富士通	電気機器	2.32			
8	東京エレクトロン	電気機器	2.17			
9	KDDI	情報・通信業	2.16			
10	日立製作所	電気機器	2.16			

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比



※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

取得申込は確定拠出年金制度によるものとします。

(1)申込受付

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

申込期間中における取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

(2)申込単位

1円以上1円単位とします。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

(3)申込価額

申込価額は、販売会社受付日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金(申込金額(取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額)を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準 価額とします。

(4)申込手数料

かかりません。

自動継続投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがっ て、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの 受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金(解約)手続等】

確定拠出年金制度による解約請求によります。なお、解約にかかる手数料はありません。

(1)解約方法

一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

(2)解約受付

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

(3)解約単位

1口単位とします。

(4)解約価額

一部解約の価額は販売会社受付日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

(5)解約代金支払

解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目以降、販売会社の営業所等に おいて行います。

(6)解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、 個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご 留意ください。

前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を

法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して求めます。

組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法	
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。	
株式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の 前日とします。	
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。	
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物 売買相場の仲値によるものとします。	

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号: 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、約款の規定により償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1.信託契約の解約

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることが出来ます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると

きは、信託契約を解約しません。 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告

委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその埋由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、すべて の受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2 . 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託 契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は監督官庁の命令に基づいてこの信託契約 を変更しようとするときは、信託約款の規定に従います。

3 . 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じた ときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、 業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により委託会社の事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社 の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任し た場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないと きは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよ うとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付しま

す。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.第2および第3段落記載の手続きに従います。

関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会 社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間の契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも 3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

運用状況に係る情報の提供

決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

公告

1.委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.myam.co.jp/

2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信 託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づい て所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)の収益分配金は、販売会社を通じて、決算日の基準価額で翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一 部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取 得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取

得申込者とします。)の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに)から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき は、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金(解約)請求する権利を有します。

(4)帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5)反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(2024年7月17日から2025年7月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【フコク日本株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第23期 2024年 7月16日現在	第24期 2025年 7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	111,428,084	99,820,780
親投資信託受益証券	8,709,833,164	8,626,895,007
未収利息	148	1,243
流動資産合計	8,821,261,396	8,726,717,030
資産合計	8,821,261,396	8,726,717,030
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,522,102	5,491,321
未払解約金	12,822,210	536,791
未払受託者報酬	3,958,962	3,121,378
未払委託者報酬	57,624,848	51,770,121
その他未払費用	175,893	180,051
流動負債合計	80,104,015	61,099,662
負債合計	80,104,015	61,099,662
純資産の部		
元本等		
元本	2,761,051,452	2,745,660,967
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,980,105,929	5,919,956,401
(分配準備積立金)	4,676,546,490	4,479,330,916
元本等合計	8,741,157,381	8,665,617,368
純資産合計	8,741,157,381	8,665,617,368
負債純資産合計	8,821,261,396	8,726,717,030

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【頂血及び利水並引弁自】		() () () () () () () () () ()
	第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	(単位:円) 第24期 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日
営業収益		
受取利息	12,924	231,421
有価証券売買等損益	2,094,013,707	96,711,843
営業収益合計	2,094,026,631	96,943,264
支払利息	39,411	-
受託者報酬	7,482,605	7,132,021
委託者報酬	108,913,373	110,147,237
その他費用	333,026	358,243
営業費用合計	116,768,415	117,637,501
営業利益又は営業損失()	1,977,258,216	20,694,237
経常利益又は経常損失()	1,977,258,216	20,694,237
当期純利益又は当期純損失()	1,977,258,216	20,694,237
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	60,689,530	35,643,772
期首剰余金又は期首欠損金()	4,027,259,227	5,980,105,929
剰余金増加額又は欠損金減少額	332,867,166	289,152,807
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	332,867,166	289,152,807
剰余金減少額又は欠損金増加額	291,067,048	358,760,549
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	291,067,048	358,760,549
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	5,522,102	5,491,321
期末剰余金又は期末欠損金()	5,980,105,929	5,919,956,401

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの計算期間は2024年 7月17日から2025年 7月15日までとなっておりま 3 . その他

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。
(貸借対昭表に関する注記)

(貝目が黒衣に属する圧む)				
第23期 2024年 7月16日現在			第24期 2025年 7月15日現在	
1. 計算期間の末日における受益権 の総数	2,761,051,452	1 .	計算期間の末日における受益権 の総数	2,745,660,967□
2. 1口当たり純資産額	3.1659円	2 .	1口当たり純資産額	3.1561円
(10,000口当たり純資産額)	(31,659円)		(10,000口当たり純資産額)	(31,561円)

	(10,000口当たり純資産額)	(31,659円)		(10,000口当たり純資産額)	(31,561円)
(損益及び剰余金計算書に関する注	記)			
	第23期_			第24期_	
	自 2023年 7月19日			自 2024年 7月17日	
<u> </u>	至 2024年 7月16日	·		至 2025年 7月15日	
	1.信託財産の運用の指図に係る権限 託するために要する費用	の全部又は一部を委 	1	.信託財産の運用の指図に係る権限 託するために要する費用	の全部又は一部を委
	当ファンドが投資する親投資信託 額に対して以下の率を乗じて得た	受益証券の純資産総 金額		当ファンドが投資する親投資信託 額に対して以下の率を乗じて得た	受益証券の純資産総 :金額
		(フコク日本株式マ			(フコク日本株式マ ザーファンド)
		ザーファンド) 年率0.32%			サーファンド) 年率0.32%
	2.分配金の計算過程	1 -0.02%	2	.分配金の計算過程	1 0.02%
	A 費用控除後の配当等収益額	148,565,086円	Α	費用控除後の配当等収益額	80,886,860円
	B 費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	1,768,003,600円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	-円
	C 収益調整金額	2,363,684,102円	С	収益調整金額	2,597,918,090円
	D 分配準備積立金額	2,765,499,906円	D	分配準備積立金額	4,403,935,377円
	E 当ファンドの分配対象収益額	7,045,752,694円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	7,082,740,327円
	F 当ファンドの期末残存口数	2,761,051,452	F	当ファンドの期末残存口数	2,745,660,967 🗆
	G 10,000口当たり収益分配対象額	25,518円	G	10,000口当たり収益分配対象額	25,796円
	H 10,000口当たり分配金額	20円	Н	10,000口当たり分配金額	20円
	I 収益分配金金額	5,522,102円	ı	収益分配金金額	5,491,321円

(金融商品に関する注記)

•		
1	全融商品の状況に関する	重酒

_	. 金融商品の状況に関する事項		
		第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
	.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2	2.金融商品の内容及び金融商品に係 るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等 は、「重要な会計方針に係る事項に及び 「重要な会計方針に係る事項及び、 「運用資産の評価をあり、 で記載の有しております。 で売買目的で保有する有価証券の詳元 で有価証券」の「有価証券のはでます。 は「自有価証券」にであす。 は同的は価格変動リスクの市場リスにであるにはでいるではである。 に同ります。	同左

有価証券報告書(内国<u>投資信託</u>受益証券)

		<u>有恤証券報告書(內国投資信託</u>
	第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
4.金融商品の時価等に関する事項の	たりスクラットでは、大力の会が、大力の会が、大力のでは、大力のでは、大力のででは、大力のででは、大力のでででは、大力のでででは、大力のでででは、大力のでででは、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に	同左
補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	
2.金融商品の時価等に関する事項		
		

_2 . 盂融冏品の時間寺に関する事項			
	第23期	第24期	
	2024年 7月16日現在	2025年 7月15日現在	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。	同左	
2 . 時価の算定方法	有価証券	有価証券	
	売買目的有価証券	売買目的有価証券	
	「重要な会計方針に係る事項に関する注 記」に記載しております。	同左	
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債 務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債 務	
	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,062,120,277	112,976,290
合計	2,062,120,277	112,976,290

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。 (関連当事者との取引に関する注記)

(周廷3事首との私引に属する圧む)	
第23期	第24期
自 2023年 7月19日	自 2024年 7月17日
至 2024年 7月16日	至 2025年 7月15日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記) 元本の移動

		(単位:円)
	第23期	第24期
	自 2023年 7月19日	自 2024年 7月17日
	至 2024年 7月16日	至 2025年 7月15日
期首元本額	2,765,763,793円	2,761,051,452円
期中追加設定元本額	194,334,083円	150,980,714円
期中一部解約元本額	199,046,424円	166,371,199円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	フコク日本株式マザーファンド	2,119,630,223	8,626,895,007	
	合計	2,119,630,223	8,626,895,007	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「フコク日本株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された 親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 同親投資信託の状況は次の通りです。 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

フコク日本株式マザーファンド

貸借対照表

	(単位:円)
	2025年 7月15日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	46,219,434
株式	11,977,690,960
未収配当金	19,718,000
未収利息	575
流動資産合計	12,043,628,969
資産合計	12,043,628,969
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	<u>-</u>
負債合計	
純資産の部	
元本等	
元本	2,959,155,078
剰余金	
剰余金又は欠損金()	9,084,473,891
元本等合計	12,043,628,969
純資産合計	12,043,628,969
負債純資産合計	12,043,628,969

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

ſ	1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式	ı
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
	2 .費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準	

国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配 当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。 (その他の注記)

$\overline{}$	こり1世の7注記)	
	2025年 7月15日現在	:
1.	元本の移動	
	期首	2024年 7月17日
	期首元本額	3,036,455,533円
	期末元本額	2,959,155,078円
	期中追加設定元本額	96,036,313円
	期中一部解約元本額	173,336,768円
	元本の内訳	
	フコク日本株式ファンド	2,119,630,223円
	フコク株25大河	74,612,681円
	フコク株50大河	319,462,771円
	フコク株75大河	445,449,403円
2 .	1口当たり純資産額	4.0700円
	(10,000口当たり純資産額)	(40,700円)

約定日基準で計上しております。

(注) * は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表 (1)株式

(単位:円)

Δ <i>t</i> + T	1/t -t */t	評価額		(単位:円)
銘 柄	株式数	単価	金額	備考
鹿島建設	52,000	3,668.00	190,736,000	
大和ハウス工業	33,800	4,900.00	165,620,000	
関電工	34,200	3,351.00	114,604,200	
キリンホールディングス	89,300	1,975.00	176,367,500	
東レ	158,700	1,003.00	159,176,100	
旭化成	135,400	1,011.00	136,889,400	
信越化学工業	39,300	4,637.00	182,234,100	
エフピコ	12,000	2,621.00	31,452,000	
武田薬品工業	47,300	4,445.00	210,248,500	
第一三共	60,900	3,410.00	207,669,000	
横浜ゴム	23,500	4,132.00	97,102,000	
住友ゴム工業	45,400	1,676.50	76,113,100	
太平洋セメント	29,600	3,680.00	108,928,000	
住友電気工業	43,700	3,271.00	142,942,700	
A R E ホールディングス	41,000	1,975.00	80,975,000	
RS Technologies	15,600	2,990.00	46,644,000	
ディスコ	1,600	46,250.00	74,000,000	
小松製作所	26,600	4,832.00	128,531,200	
ダイキン工業	8,000	18,390.00	147,120,000	
栗田工業	25,400	5,614.00	142,595,600	
тнк	34,000	3,876.00	131,784,000	
三菱重工業	35,700	3,289.00	117,417,300	

ミネベアミツミ 日立製作所 三菱電機 ニデック オムロン 日本電気	52,600 57,700 75,100 28,500 34,300 51,600	2,205.00 4,182.00 3,115.00 2,706.50	115,983,000 241,301,400 233,936,500 77,135,250	
三菱電機 ニデック オムロン	75,100 28,500 34,300 51,600	3,115.00 2,706.50	233,936,500	
ニデック オムロン	28,500 34,300 51,600	2,706.50		
オムロン	34,300 51,600		77,135,250	
	51,600	2 045 00		
日本雷気		3,845.00	131,883,500	
		3,880.00	200,208,000	
富士通	73,000	3,193.00	233,089,000	
ソニーグループ	141,100	3,566.00	503,162,600	
キーエンス	2,200	55,740.00	122,628,000	
シスメックス	51,400	2,471.00	127,009,400	
ファナック	28,000	3,732.00	104,496,000	
東京エレクトロン	10,000	27,410.00	274,100,000	
デンソー	69,100	1,970.50	136,161,550	
川崎重工業	14,900	10,165.00	151,458,500	
トヨタ自動車	139,300	2,532.00	352,707,600	
武蔵精密工業	30,600	3,170.00	97,002,000	
スズキ	94,600	1,661.00	157,130,600	
タムロン	36,800	895.00	32,936,000	
フジシールインターナショナル	13,700	2,764.00	37,866,800	
任天堂	26,200	12,525.00	328,155,000	
九州電力	85,100	1,284.00	109,268,400	
東日本旅客鉄道	66,900	3,157.00	211,203,300	
西日本旅客鉄道	27,400	3,214.00	88,063,600	
日本郵船	31,100	5,165.00	160,631,500	
GMOペイメントゲートウェイ	15,500	8,562.00	132,711,000	
野村総合研究所	27,300	5,212.00	142,287,600	
シンプレクス・ホールディングス	26,300	3,785.00	99,545,500	
LINEヤフー	304,300	513.20	156,166,760	
KDDI	109,100	2,422.00	264,240,200	
KADOKAWA	9,300	3,737.00	34,754,100	
東宝	17,400	8,287.00	144,193,800	
ソフトバンクグループ	16,500	10,465.00	172,672,500	
コメダホールディングス	40,600	2,935.00	119,161,000	
伊藤忠商事	43,600	7,527.00	328,177,200	
三井物産	64,100	2,983.00	191,210,300	
トライアルホールディングス	55,600	2,448.00	136,108,800	
パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	40,000	5,030.00	201,200,000	
サイゼリヤ	29,900	4,845.00	144,865,500	
ー サンドラッグ	23,500	4,544.00	106,784,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	256,700	1,998.50	513,014,950	
りそなホールディングス	86,300	1,291.00	111,413,300	
 三井住友フィナンシャルグループ	96,500	3,644.00	351,646,000	

群馬銀行	126,700	1,273.50	161,352,450	
SBIホールディングス	34,600	5,678.00	196,458,800	
第一生命ホールディングス	109,200	1,126.00	122,959,200	
東京海上ホールディングス	33,700	5,887.00	198,391,900	
T & Dホールディングス	30,500	3,380.00	103,090,000	
オリックス	36,000	3,310.00	119,160,000	
三井不動産	165,100	1,362.50	224,948,750	
ラウンドワン	51,200	1,503.00	76,953,600	
サイバーエージェント	97,700	1,476.50	144,254,050	
リクルートホールディングス	22,700	8,075.00	183,302,500	
合 計	4,204,100		11,977,690,960	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

(2025年7月31日現在)

【純資産額計算書】

フコク日本株式ファンド

資産総額	9,071,108,571円
負債総額	10,732,153円
純資産総額(-)	9,060,376,418円
発行済口数	2,746,828,565□
1口当たり純資産額(/)	3.2985円
(1万口当たり純資産額)	(32,985円)

(参考)

純資産額計算書

フコク日本株式マザーファンド

資産総額	12,573,562,114円
負債総額	円
純資産総額(-)	12,573,562,114円
発行済口数	2,953,892,552□
1口当たり純資産額(/)	4.2566円
(1万口当たり純資産額)	(42,566円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合 その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名 式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通

知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に 再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額: 10億円 会社が発行する株式総数: 33,220株 発行済株式総数: 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移> 該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、 運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部(プロダクト管理グループ)が中心となって行います。
- 4. プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用 部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およ びその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定 める投資助言業務を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです(ただし、親 投資信託を除きます。)。

種類		本数	純資産総額
₩₩₩₩₩	追加型	150 本	1,749,651,796,715 円
株式投資信託	単位型	22 本	406,853,634,574 円
公社債投資信託	単位型	17 本	25,261,896,399 円
合計		189 本	2,181,767,327,688 円

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,955,345	9,552,621
前払費用	173,318	234,646
未収委託者報酬	1,835,703	1,826,296
未収運用受託報酬	431,223	405,189
未収投資助言報酬	9,464	2,915
その他	8,832	4,723
流動資産合計	11,413,886	12,026,392
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 557,378	¹ 507,278
器具備品	¹ 241,461	¹ 163,332
建設仮勘定	-	5,198
有形固定資産合計	798,839	675,809
無形固定資産		
ソフトウェア	241,134	184,197
ソフトウェア仮勘定	2,431	-
無形固定資産合計	243,565	184,197
投資その他の資産		
投資有価証券	3,966	1,913
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	3,658	1,624
前払年金費用	474,192	505,299
繰延税金資産	6,588	-
投資その他の資産合計	788,405	808,836
固定資産合計	1,830,811	1,668,843
資産合計	13,244,698	13,695,236

		(単位:千円)
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,536,275	2,114,281
未払金	1,152,842	1,123,545
未払手数料	694,754	719,561
その他未払金	458,087	403,984

		有価証券報告書(内
未払費用	53,232	46,646
未払法人税等	253,325	196,044
未払消費税等	122,386	116,556
賞与引当金	191,394	196,498
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	3,313,856	3,797,972
固定負債		
資産除去債務	229,016	229,506
繰延税金負債	-	28,269
固定負債合計	229,016	257,775
負債合計	3,542,873	4,055,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,012,023	1,949,722
利益剰余金合計	5,104,024	5,124,763
株主資本合計	9,701,848	9,639,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	59
評価・換算差額等合計	23	59
純資産合計	9,701,824	9,639,487
負債・純資産合計	13,244,698	13,695,236

(2)【損益計算書】

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (自 2024年4月1日 (自 2023年4月1日 2025年3月31日) 2024年3月31日) 営業収益 8,393,214 8,777,428 委託者報酬 受入手数料 40,555 45,394 運用受託報酬 2,510,105 2,378,824 投資助言報酬 59,261 21,832 12,000 その他収益 12,000 営業収益合計 11,235,478 11,015,136 営業費用 支払手数料 2,517,590 2,660,380 広告宣伝費 41,242 36,916 公告費 1,000 450 調査費 2,550,720 2,547,977 調査費 1,131,594 1,225,558 委託調査費 1,419,125 1,322,418 委託計算費 484,829 494,351 営業雑経費 136,903 121,497 通信費 17,625 15,212 印刷費 100,775 86,903 協会費 10,503 11,119 諸会費 7,999 8,261

		有叫此分報百音(17
営業雑費	0	0
三 営業費用合計	5,732,285	5,861,573
一般管理費		
給料	2,200,486	2,198,223
役員報酬	93,407	102,855
給料・手当	1,645,768	1,587,532
賞与	429,004	475,077
その他報酬給与	32,306	32,758
賞与引当金繰入	191,394	157,354
法定福利費	347,614	354,122
福利厚生費	41,992	35,350
交際費	2,434	3,048
寄付金	23,204	39,333
旅費交通費	20,599	18,859
租税公課	77,990	77,795
不動産賃借料	446,030	444,213
退職給付費用	169,112	42,092
固定資産減価償却費	199,671	206,057
事務委託費	514,821	507,633
諸経費	71,350	68,448
一般管理費合計	3,968,479	4,152,535
営業利益	1,314,371	1,221,369

			(単位:千円)
	前事業年度		当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業外収益			
受取利息	98		5,793
受取配当金	41		160
投資有価証券償還益	330		128
保険契約返戻金・配当金	¹ 2,098		¹ 2,155
雑益	1,095		1,798
営業外収益合計	3,663		10,036
営業外費用			
投資有価証券売却損	-		7
投資有価証券償還損	215		173
為替差損	766		524
雑損失	2,125		268
営業外費用合計	3,107		973
経常利益	1,314,926		1,230,432
特別損失			
減損損失	-		² 14,968
税引前当期純利益	1,314,926		1,215,464
法人税、住民税及び事業税	331,791		329,874
法人税等調整額	70,102		34,874
法人税等合計	401,893		364,748
当期純利益	913,033		850,715

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

				(+12.111)
	株主資本			
	資本金		資本剰余金	
	貝쑤並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の				
当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本					
		利益剰余金				
		その他利		利益剰余金	株主資本	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計	合計	
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377	
当期変動額						
剰余金の配当			407,562	407,562	407,562	
当期純利益			913,033	913,033	913,033	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	505,471	505,471	505,471	
当期末残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848	

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	395	395	9,195,981
当期変動額			
剰余金の配当			407,562
当期純利益			913,033
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	371	371	371
当期変動額合計	371	371	505,842
当期末残高	23	23	9,701,824

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金		資本剰余金			
	貝쑤並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の						
当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-		
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783		

	株主資本						
		利益剰余金					
		その他利		利益剰余金	株主資本 合計		
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計	合計		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848		
当期変動額							
剰余金の配当			913,016	913,016	913,016		
当期純利益			850,715	850,715	850,715		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	62,300	62,300	62,300		
当期末残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547		

	評価・救		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	23	23	9,701,824
当期変動額			

剰余金の配当			913,016
当期純利益			850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	36	36	36
当期変動額合計	36	36	62,337
当期末残高	59	59	9,639,487

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年~18年 器具備品 3年~20年

(2)無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上 しております。
 - (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
- 4. 重要な収益及び費用の計上基準

投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた 料率を乗じた金額を収益として認識しています。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

13/10 AC A A S A S A S A S A S A S A S A S A					
	前事業年度	当事業年度			
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)			
建物	167,991千円	218,091千円			
器具備品	326,602千円	398,589千円			

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,098千円	2,155千円

2減損損失関連費用

<u>当社は次の資産グループについて減損損失を計上しま</u>した。

ソフトウエア 14,968千円

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2025年1月14日の経営会議における一部システムの解約の決議に伴い、当該システム利用に付随する資産については、別途グルーピングを実施しております。

ルーピングを実施してのづます。 当該資産グループは当該システムの解約が決定したことに伴い、除去が決定していることから、 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。当該資産グループの回収可 能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

· /					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1年内	476,805	455,285
1年超	158,935	1,965,429
合計	635,740	2,420,715

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資 産で運用しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されておりま

す。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理 をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日で す。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度 (2024年3月31日)

1000 010 1 1000			
	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	3,966	3,966	-
(2)長期差入保証金	300,000	270,690	29,309
資産計	303,966	274,656	29,309

当事業年度 (2025年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額(壬四)
	(十円)	(十円)	(十円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	1,913	1,913	-
(2)長期差入保証金	300,000	253,900	46,099
資産計	301,913	255,813	46,099

(注)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024年3月31日)

的事来十皮 (2024年3月31日 <i>)</i>						
	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 1 0 年以内 (千円)	1 0 年超 (千円)		
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,008	-		
長期差入保証金	-	300,000	-	-		
合計	-	300,000	3,008	-		

当事業年度 (2025年3月31日)

コ事業十及 (2020 年 3月31日 <i>)</i>						
	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	1 0 年超 (千円)		
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	970	-		
長期差入保証金	-	-	300,000	-		
合計	-	-	300,970	-		

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

価

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定

した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類してお ります。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

				(— — • • • • • •
区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				

				13174231671
その他の有価証券	-	3,966	ı	3,966
資産計	-	3,966	-	3,966

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他の有価証券	-	1,913	-	1,913	
資産計	-	1,913	-	1,913	

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
長期差入保証金	-	-	270,690	270,690	
資産計	-	-	270,690	270,690	

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

				(+12:11)	
区分	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
長期差入保証金	-	-	253,900	253,900	
資産計	-	-	253,900	253,900	

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年3月31日)

削事業中度 (2024年3月31 日	. ,		
区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
価を超えるもの 株式 債券	-	-	
│ その他(投資信託)	1,211	1,000	211
小計	1,211	1,000	211
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
その他(投資信託)	2,755	3,000	245
小計	2,755	3,000	245
合計	3,966	4,000	33

当事業年度(2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
│ 株式 │ 債券			- -
その他(投資信託)	-	-	-

小計	-	1	-
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	_	-	-
その他(投資信託)	1,913	2,000	87
小計	1,913	2,000	87
合計	1,913	2,000	87

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(白 2024年4日1日 至 2025年3日31日)

区分	<u> </u>	, 売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	992	-	7

3.減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係) 当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しておりま す。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金 (前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表 前払年金費用の期首残高 231,980 千円 退職給付費用 169,112 " 退職給付の支払額 " 制度への拠出額 73,100 " 前払年金費用の期末残高 474, 192 "

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

817,801	千円
1,292,266	"
474,465	"
273	"
474,192	"
	_
474,192	"
474,192	"
_	1,292,266 474,465 273 474,192 474,192

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

千円 169,112

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金 (前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、	前払年金費用の期首残高と期末残高の調整	坚表
前払年金費用の期首残高	474,192 千円	3
退職給付費用	42,092 "	
退職給付の支払額	- "	
制度への拠出額	73,199 "	
前払年金費用の期末残高	505,299 "	

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	784,075	千円
年金資産	1,289,647	<i>"</i>
	505,572	"

非積立型制度の退職給付債務	273	"	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"	_
_前払年金費用	505,299	"	_
_貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"	
(3) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用	42,092	千円	

(ストック・オプション等関係) 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(2024年3月31日))	(2025年3月31日)
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	58,605	千円	60,357	千円
未払事業税	18,407	"	12,282	11
資産除去債務	70,124	//	72,340	"
ソフトウェア	88,151	//	72,897	"
未払賃借料	10,592	//	-	"
その他	30,106	"	36,191	"
繰延税金資産小計	275,987	//	254,068	"
評価性引当額	70,124	"	72,340	"
繰延税金資産合計	205,863	//	181,728	"
繰延税金負債				
資産除去費用	54,076	//	50,727	"
前払年金費用	145,197	"	159,270	"
繰延税金負債合計	199,274	"	209,997	"
繰延税金資産の純額	6,588	"	28,269	//

- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異 が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。
- 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令和5年法律第69号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の30.62%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により繰延税金資産は1,579千円増加、繰延税金負債は5,862千円増加し、法人税等調整額も4,283千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.214%を適用 しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
期首残高	228,527 千円	229,016 千円
有形固定資産の取得に伴う増加 額	- 11	- "
版 時の経過による調整額	489 "	490 "

資産除去債務の履行による減少

" 期末残高 229.016 " 229,506

(賃貸等不動産関係) 該当事項はありません。

(収益認識関係)

- 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。
- 2. 収益を理解するための基礎となる情報 「注記事項(重要な会計方針)の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等) [セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客へ の 営業収益	8,393,214	40,555	2,510,105	59,261	12,000	11,015,136

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ご との営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載は ありません。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

						(
	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客へ の 営業収益	8,777,428	45,394	2,378,824	21,832	12,000	11,235,478

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ご との営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載は ありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。 [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

<u>前事業年</u>	度(自	2023年4		_2024年	3月31日)					
種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者 との関係	取引 の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険	東京都千代田区	50,000	生命保険業	(被所有) 直接	資産運用 産運用 の提供、 は投信	運用 受託 報酬	523,182	未収 運用 受託 報酬	299,061
, 祝云 <u>仁</u>	相互会社	込 丸の内 2-1-1	50,000	体際 業 	100	商品 売 売 し の が り の 乗 任 任	支払 手数 料	592,043	未払 手数 料	204,453

<u>当事業年</u>	<u> </u>	_2024年4	<u>月1日 至</u>	<u> 2025年</u>	3月31日)					
種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者 との関係	取引 の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険	東京都千代田区	_	生命保険業	(被所有) 直接	資産運用 サービ供、 の提供、 当社投信	運用 受託 報酬	503,648	未収 運用 受託 報酬	268,290
	相互会社	丸の内 2-1-1			100	商品の販売	支払 手数 料	648,559	未払 手数 料	230,821

(注1)取引条件ないし取引条件の決定方針等 運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。 (注2)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記 親会社情報 明治安田生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	513,677円38銭	510,376円85銭
1株当たり当期純利益金額	48,341円91銭	45,042円38銭

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しており ません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度_	当事業年度_
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	9,701,824	9,639,487
普通株式に係る純資産額(千円)	9,701,824	9,639,487
差額の主な内訳		-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	18,887	18,887
(株)		

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法 人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と 密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 (4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有してい ることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める 要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ 取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2)訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融 機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営 法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
富国生命保険相互会社	136,000	日本において、保険業法に基づき、生命保険 業務を営んでいます。

基金および基金償却積立金の合計

(3)投資顧問会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
富国生命投資顧問株式会社	498	日本において、内外の有価証券等に係る投資 顧問業務およびその他付帯関連する一切の業 務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託銀行として、信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

(2)販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)投資顧問会社

投資顧問会社として、運用の指図に関する権限の一部委託を受けて、投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考情報:再信託受託会社の概要)

1. 名称、資本金の額および事業の内容

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融 機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営 法)に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約 (再信託契約)に基づき、当ファンドの信託事務の一部 (信託財産の管理)を 委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

_	/ / ノーについては、ヨロ弁知时にのいてめ下の自然が促出されてのうよう。	
	提出年月日	提出書類
ĺ	2024年10月11日	有価証券届出書
	2024年10月11日	有価証券報告書
	2025年 4月14日	有価証券届出書
	2025年 4月14日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中 2025年6月3日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 三輪 登信

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小林広樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連す る内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 業 務 執 行 社 員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員 公認会計士 長澤 茂宣業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコク日本株式ファンドの2024年7月17日から2025年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フコク日本株式ファンドの2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した 場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤認による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。